

日本国特許庁が米国の国際調査機関としてサービスを開始

2015年6月29日

JETRONY 知財部

今村、丸岡

米国特許庁(USPTO)は、7月1日からUSPTOを受理官庁として出願した国際特許出願(PCT)¹について、その国際調査報告書(ISR)の作成官庁として、日本国特許庁(JPO)を選択できるようになることを発表した。

これまで、米国に出願された国際出願の国際調査報告は、USPTOを含め6つの国際調査機関²のうちから1つを選択し作成させることができたが、今後は、JPOも国際調査報告の作成機関として選択できるようになる。

これにより、在米日本企業が米国でPCT出願をする場合、ユーザーの選択により、JPO品質での国際調査報告を受けることが可能となる。

なお、JPOでは、英語文献のみならず、中国、韓国文献も調査できるデータベースを改良しており、世界の特許文献のほとんどを占める、日本語、英語、中国語、韓国語を網羅的に検索できる環境を整えている。また、JPOが作成する国際調査報告は、作成期限内に作成されユーザーに送付されている。

今回、JPOがUSPTO受理のPCT出願の国際調査機関となったことで、米国を受理官庁としてPCT出願を行っているユーザーにとっては、高品質な国際調査をタイムリーに受けることができるようになる。

<日本を国際調査機関として指定する場合の要件>

- 国際出願が英語であること。
- 国際出願の発明が環境技術(グリーンテクノロジー)関連の技術であること³。
- 出願人が国際サーチ機関としてJPOを選択していること。
- JPOが作成する国際調件数は、3年間で5000件を上限とし、四半期毎の受付上限件数を1年目は300件、以降2年目、3年目の四半期毎の上限は475件とする。

¹一つのPCT出願を行うことで、PCT加盟国であるすべての国に同時に申請した場合と同じ効果が得られる。PCT国際出願は、PCTが定める国際調査機関・国際予備審査機関により、先行技術調査及びその特許性に関する見解が示されるため、各国の特許庁は国際調査機関・国際予備審査機関の調査結果及び見解を参照して自国の審査を行うことが可能。

² オーストラリア特許庁、欧州特許庁(EPO)、ロシア特許庁、イスラエル特許庁、韓国特許庁、USPTO

³ バイオ燃料、燃料電池といった環境技術に関連する出願。詳細は、Official Notices (PCT Gazette) 25 June 2015 (p.108-114)を参照。

(参考1)プレスリリース

<http://www.meti.go.jp/press/2015/05/20150521001/20150521001.html>

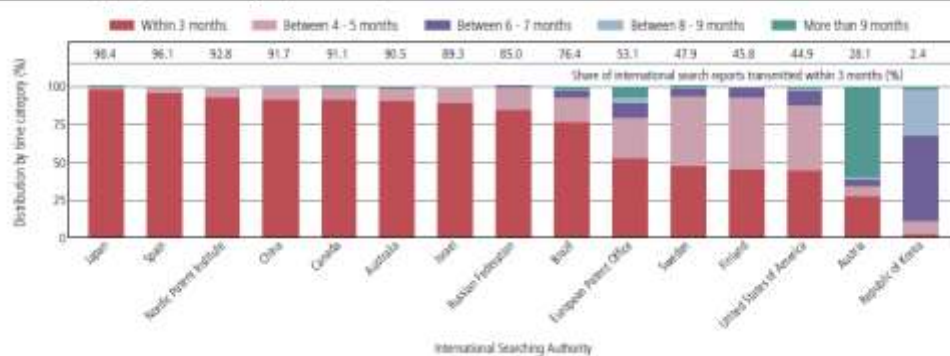
(参考2)PCT 出願の手引(世界知的所有権機関作成)

http://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/annexes/annexc/ax_c_us.pdf

(参考3) 国際調査報告 期限内作成率

※以下の図において3か月以内に作成した割合が期限内に作成された国際調査報告の割合

Figure B.3.3: Timeliness in transmitting ISRs to the IB measured from date of receipt of search copy by time category and ISA, 2012



出典: WIPO「PCT Yearly Review 2013」